

令和 3 年（ネ）第 151 号 福島原発避難者損害賠償請求控訴事件

控訴人兼被控訴人（一審原告） 菅野清一 外 294 名

控訴人（一審原告） 28 名

被控訴人兼控訴人（一審被告） 東京電力ホールディングス株式会社

控訴準備書面（8）

（南相馬訴訟控訴審判決について）

2023（令和5）年1月20日

仙台高等裁判所第3民事部 御中

一審原告ら訴訟代理人 弁護士 小野寺 利孝

同 広田 次男

同 鈴木 堯博

同 米倉 勉

同 坂本 博之

同 高橋 右京外

第1 はじめに

2022（令和4）年11月25日、本件弁護団と同一の弁護団が遂行していた、南相馬市の住民らが原告となった訴訟について、仙台高等裁判所第2民事部において判決の言い渡しがなされ、本件の重要な争点のいくつかについて、重要な判断がなされた。

本書面では、上記判決を踏まえて、本件事件における判決においてなされるべき判断に関して、述べることとする。

第2 仙台高等裁判所第2民事部判決について

1 仙台高裁第2民事部判決の概要

仙台高裁第2民事部令和4年11月25日判決は、南相馬市の住民らが原告となって、本件事故に関して、一審被告に対して損害賠償を求めた事件に対するものである。この事件には、本件と同様の争点がいくつもあったが、それらの争点について、注目すべき判断がなされている。

2 一審被告が主張していた弁済の抗弁を認めなかった

第一に、仙台高裁第2民事部判決は、一審被告が主張していた弁済の抗弁を認めなかった。

同判決は、「被告の弁済の抗弁については、個別事情による精神的損害の賠償の増額分、財産的損害、住居確保費用…の賠償は、本件において請求している損害とは別の損害ないし…被告がこれらの損害の発生を認め、損害賠償義務を履行したものと認められる」として、当該訴訟で請求している避難慰謝料やふるさと変容慰謝料の弁済とは認められない、という判断をした（甲B43・6頁）。

また、同判決は、一審被告が主張していた、家族に対する賠償は、同じ世帯を構成していた家族の一員である一審原告らに対する弁済と認

められるべきである、という主張についても、「家族に対する賠償も、前記慰藉料の損害賠償についての弁済とは認められないものと判断する」という判断を行っている（同上）。

以上のように、同判決は、一審被告の主張していた弁済の抗弁を、全く認めなかつた。この点は、本件訴訟においても重視すべきであり、御庁におかれても、このような観点に立った訴訟指揮が行われるべきである。

3 一審被告の責任の重さを明確に認定した

第二に、同判決は、本件事故発生についての一審被告の責任の重さについて、本件事故発生以前の一審被告の津波に対する対応の状況を詳細に認定した上、その責任の重大性を明確に認定した。

同判決は、本件事故以前における津波に対する「このような被告の対応は、原子力発電所を設置運転し、地域社会に深刻な被害を及ぼす原発事故を未然に防止する責務を負っている原子力発電事業者として、福島第一原発における津波による原子炉損傷という重大事故の発生の危険について 3 年も前から具体的な危険として予見していたにもかかわらず、津波対策により原発が運転停止に追い込まれる状況は何とか避けたいなどという経営上の判断を優先させ、原発事故を未然に防止すべき原子力発電事業者の責務を自覚せず、結果回避措置を怠った重大な責任があったと認めるのが相当である」という認定を行つたのである（甲 B 4 3 ・ 1 2 頁）。

本件訴訟においても、一審被告の責任の重大性に関する書証は、上記南相馬訴訟と同様に十分に提出されており、同様な判断がなされるべきである。

4 ふるさと変容による慰謝料が明確に認定された

第三に、同判決は、故郷の変容による慰謝料を明確に認定している

(甲B43・16～17頁)。

本件で問題となっている山木屋地区は、浜通り地域に位置する南相馬市よりも、さらにふるさとが剥奪された状態になっていることは、より明確に、しかもより深刻になっている。山木屋地区では、ふるさと変容に止まらず、ふるさと剥奪の状態に至っているものということができる。

従って、本件訴訟においては、南相馬市よりも、より深刻な被害に相応する慰謝料の認定がなされるべきことは明らかである。

5 避難を余儀なくされたことによる慰謝料というカテゴリーが認定された

第四に、同判決は、故郷変容慰謝料、避難生活の継続による慰謝料に加えて、避難を余儀なくされたことによる慰謝料というカテゴリーを認定している（甲B43・13～15頁）。

山木屋地区においても、避難を余儀なくされたという事実が存在したことは明らかである。しかも、山木屋地区は、本件事故が発生した当初から1カ月以上の期間があり、その間、高濃度の放射線に曝露されることを放置された後に避難指示が出されたという特殊性がある。従って、山木屋地区の住民であった本件一審原告らの精神的苦痛は、より重大であったものと認められる。

6 平成24年8月よりも前に死亡した者の避難生活慰謝料について

第五に、同判決は、本件事故から相当な期間を経た平成24年8月よりも前に死亡した者についても、「避難生活を続けながら死亡した無念さを考えれば、その点を考慮することにより、上記と同じ避難期間を基礎として、避難生活の継続による慰謝料を算定するのが相当である」という判断を行っている（甲B43・16頁）。

この点は、本件訴訟においても同様に判断されるべきである。

7 施設への入所や転居によって避難終了したとされた者の避難生活慰謝料について

第六に、同判決は、一審被告が、特別養護老人ホームへの入所、進学、就職、結婚等による転居による避難終了等の事情を主張して、本件事故に起因する避難生活が継続していたとは言えない、などと主張していた者について、「原発事故により生活の基礎となる基本的な権利や自由が奪われた原告らの精神的苦痛を評価するには、そのような個別の事情を重視するよりも、原発事故に直面し、生活状況が事故により激変した被害の重大性、共通性を重視する方が、被害の実情に即した実質的に公平な損害の算定方法であると考える」と述べ、上記のような事実のある原告に対しても、請求を認容した（甲B43・18～19頁）。

本件訴訟においても、上記の理はそのまま当てはまるのであり、同様の判断がなされるべきである。

第3 まとめ

上記の点は、何れも本件訴訟においても妥当する、或いは十分に考慮されるべき点である。御府に置かれても、同判決と同様の、あるいは同判決を踏まえた、より合理性のある判断がなされるべきである。

以上